

交流拠点都市～観光立市～

げんき みね。

3

2014
No.120

めざせ！ 世界ジオパーク

美祢ジオパーク構想

“白” “黒” “赤” を巡る旅

広報 げんきみね。

発行・編集 美祢市地域情報課

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1

☎0837(52)1128

☎0837(53)1959

✉jouhou@city.mine.lg.jp

☎http://www2.city.mine.lg.jp



水里郷に贈った鯉のぼりを持ち記念撮影

2月14日 台湾南投県水里郷にて

交流の更なる推進のために台湾を訪問

2月13日～16日 台湾南投県、水里郷、野柳地質公園

南投県政府を表敬訪問

村田市長を団長とする16人の友好交流訪問団は、13日午の午後、平成23年11月に「友好交流促進の確認書」の調印を行った、台湾の南投県政府を表敬訪問しました。

南投県政府では、陳志清代理県長（副県長）より、「南投県として初めて台湾ランタンフェスティバルを開催するにあたり、美祢市は初めての海外訪問団である。」との挨拶がありました。これに対して村田市長は、「本市では美祢青年会議所が主体となってランタンフェスティバルを開催する計画があり、いろいろと勉強させていただきたい。」と述べました。



陳志清南投県政府代理県長（副県長）との記念撮影

水里郷公所を表敬訪問

訪問団は14日昼、昨年4月に美祢市において「友好交流促進確認書」の締結を行い、8月にはふるさと人材育成事業で美祢市の中学生が訪問した水里郷公所を表敬訪問し、子どもたちによる太鼓の出迎えと職員による熱烈な歓迎を受けました。

江龍漢郷長より、「今後は農業視察団を派遣し、学生の交流も含めた様々な交流を行いたい。」との挨拶があり、村田市長は、「水里郷の心のこもったおもてなしに感動するとともに、これからも水里郷との関係が未来永劫続くことを希望する。」と述べました。



大歓迎により水里郷公所に入る訪問団

2014台湾ランタンフェスティバル 点灯式に村田市長出席

台湾政府交通部観光局が主催する台湾ランタンフェスティバルは、参観者1,200万人を超える国家イベントです。今年は14日昼～23日回までの間、南投県で開催され、村田市長は日本からの訪問団代表として点灯式に出席をし、吳台湾副総統とも握手を交わしました。

水里郷のブースには、美祢市の紹介もあり、美祢市における新たな台湾交流イベントの開催に向け、この度の参加は大変有意義なものとなりました。



点灯式に出席する村田市長

台湾でジオパーク認定を目指す野柳地質公園と「観光交流・学術交流促進に関する協定」を締結

この度、本市と台湾のさらなる交流を推進するため、一般社団法人美祢市観光協会（山本勉会長）と野柳地質公園（台湾新北市）の管理運営企業である新空間国際有限公司（楊景謙総経理）が「観光交流・学術交流促進に関する協定」を締結しました。

美祢市観光協会にとっては、初の海外事業であり、新空間国際有限公司（野柳地質公園）にとっても日本側と締結する最初の協定となりました。

秋吉台・秋芳洞をはじめとする秋吉台国定公園と、日本の国立公園に当たる台湾の野柳地質公園は、それぞれ景勝地として多く観光客を受け入れています。その学術的価値についても、形成環境や年代、岩石そのものは異なっているものの、とても高い評価を受けており、また、野柳地質公園はジオパーク認定を目指しており、秋吉台・秋芳洞を中心とした市内地域のジオパーク認定を目指している当市と共通点もあります。

両地域における包括的な提携は、単に観光交流人口の拡大による経済の活性化というだけでなく、学術研究、教育活動、環境保全や公園の適正な管理運営手法の共有といった方面においても相互に多大な恩恵をもたらすことが予測されます。

また、将来的には二地域間だけの提携ではなく、世界中の自然公園と有機的に繋がり、国際的な各種活動を展開することが期待できます。

【協定式 山本会長挨拶】

（一社）美祢市観光協会 山本会長が、「この協定を契機に、観光交流人口の拡大や学術分野での交流を推進していきたい。」と挨拶されました。



【協定式】

15日（土）11時30分から、野柳地質公園2階会議室において、（一社）美祢市観光協会 山本勉会長と新空間国際有限公司 楊景謙総経理が協定書にサインを行いました。

写真左から、秋山市議会議員、村田市長、山本市観光協会会長、楊景謙新空間国際有限公司総経理、陳美秀台湾交通部観光局北海岸及観音山国家風景区管理处処長、頼俊達萬里區區長

【公園内視察】

協定式終了後、野柳地質公園職員の案内により、代表的な女王頭（クイーンズヘッド）など大自然の力によって創り出された景観の視察を行いました。



農林業の経済交流を推進

16日（日）、前台北駐福岡経済文化弁事処の領事で、現在外交部亜太司の一等秘書回部弁事である黄水益氏の紹介により、台日産業交流委員会会長の翁錦棟博士と、村田市長、大呑カルスト森林組合長、弘永山口美祢農業協同組合代表理事組合長が経済交流について懇談をしました。また、村田市長は、「来年5月、福岡来られる際には美祢市にもお越しいただきたい。」と伝えました。



休日窓口を開設します

市では、住民異動の多い時期に合わせ、行政サービス向上の一環として次のとおり休日窓口を開設します。

開設日時 **3月30日 日** 9時～15時

開設窓口・取扱業務

■本庁

- 市民課〔☎0837(52)5230〕
戸籍関係の証明、戸籍届の受付、住民基本台帳関係の証明、住民異動届（転入・転居・転出など）の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務
※当日は、住民基本台帳カードを利用した転入の受付はできません。
- 地域福祉課〔☎0837(52)5228〕
乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務
- 税務課〔☎0837(52)5234〕
税務証明書の発行業務（市民税関係の所得・課税証明書）
- 収納対策課〔☎0837(52)5235〕
税務証明書の発行業務（納税証明書）

■総合支所

- 美東総合支所総合窓口課〔☎08396(2)5009〕
- 秋芳総合支所総合窓口課〔☎0837(62)1910〕
戸籍関係の証明、戸籍届の受付、住民基本台帳関係の証明、住民異動届（転入・転居・転出など）の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務、乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務、税務証明書の発行業務（市民税関係の所得・課税証明書、納税証明書）
※当日は、住民基本台帳カードを利用した転入の受付はできません。

■上下水道事業局

- 管理業務課〔☎0837(52)0795〕
- 美東秋芳分室〔☎0837(62)1908〕
上下水道使用中止届、使用開始届の書類受付

■教育委員会事務局

- 学校教育課〔☎0837(52)1118〕
小中学校の転校手続

巡回相談の実施日の変更について

問合せ先
ハローワーク宇部〔☎0836(31)0164〕

平成26年4月からの巡回職業相談は、毎月3回から2回に変更となります。
詳細は、下記のとおりですでお間違いないようご注意ください。

平成26年3月まで			平成26年4月から		
第2水曜日	サンワーク美祢	10時～15時	第2水曜日	美東センター	10時～11時
第3水曜日	美東センター	10時30分～11時30分		サンワーク美祢	12時30分～16時
	嘉万公民館	13時～14時	第4水曜日	嘉万公民館	10時～11時
第4水曜日	サンワーク美祢	10時～15時		サンワーク美祢	12時30分～16時

司法書士による無料法律相談開催

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度や相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。
対象者は**市内にお住まいの人**となります。

- 相談日時 原則毎月第1木曜日 13時～16時
相談場所 美祢市役所及び各総合支所
相談時間 1人20分以内
申込方法 電話による予約制で先着6人です。
予約受付開始は、原則無料相談の1週間前の木曜日から開庁日（8時30分～17時）に下記の電話番号で受付けます。
予約電話 市民相談室〔☎0837(52)5230〕



相談日 (13時～16時)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月3日 困	美祢市役所	3月27日 困
5月1日 困	美東総合支所	4月24日 困
6月5日 困	美祢市役所	5月29日 困
7月3日 困	美祢市役所	6月26日 困
8月7日 困	秋芳総合支所	7月31日 困
9月4日 困	美祢市役所	8月28日 困
10月2日 困	美祢市役所	9月25日 困
11月6日 困	美東総合支所	10月30日 困
12月4日 困	美祢市役所	11月27日 困
☆1月8日 困	美祢市役所	☆12月25日 困
2月5日 困	秋芳総合支所	1月29日 困
3月5日 困	美祢市役所	2月26日 困

☆は、相談日・予約受付開始日が定例日と異なります。

なお、相談日・予約受付開始日等が変更になる場合があります。毎月発行される市報の「各種相談」でご確認ください。

問合せ先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

利用料を改定します

4月1日から次のとおり利用料金が変わります。
これまでの午前・午後・夜間等の区分貸しから、1時間単位（冷暖房費を含む）の時間貸しへの変更を行い、より利用しやすい料金体系としています。

美祢勤労者総合福祉センター（サンワーク美祢）

使用区分	改定後利用料金 （1時間）	問合せ先
小会議室	90円	サンワーク美祢 〔☎0837(53)0760〕
研修室	210円	
大会議室	270円	
教養文化室	260円	
多目的ホール	専用使用 全面 1,080円	
	半面 540円	
	一区画使用 150円	
附帯設備	ＯＨＰ 一回 520円	
	音響設備 一回 520円	
	シャワー 一回 100円	

※減免規定は次のとおりです。

免除の範囲

▼市内の各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき

▼市内の幼稚園、保育園、小中学校及び高校が教育・保育活動で利用するとき

▼3歳未満の幼児

減額(50%)の範囲

▼市又は教育委員会が後援するとき

▼国、他の地方公共団体、公益法人又は公共団体が市民の福祉向上のために利用するとき

▼社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、ＮＰＯ団体、社会教育関係団体、教育関係団体がその目的のための活動で利用するとき

▼半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき

▼半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体が利用するとき

その他の減免の範囲

▼その他市長等が特に必要と認めるとき

※詳しくは各施設に問い合せください。

美祢市勤労福祉会館

使用区分	改定後利用料金 （1時間）	問合せ先
大会議室	320円	美祢市勤労福祉会館 〔☎0837(52)1016〕
中会議室	90円	
小会議室	60円	
共同研修室	170円	
和室	160円	
別棟研修室	100円	

秋芳八代ぬくもりの里交流センター

使用区分	改定後利用料金 （1時間）	問合せ先
全館	250円	秋芳八代ぬくもりの里 交流センター 〔☎0837(64)0053〕
調理室・配膳室	130円	
研修室	80円	
地域研修室	40円	
展示室	50円	

レジデンス・サポート・プログラム trans_2013-2014

アメリカ・フィンランド・台湾・韓国・フィリピンそして日本から来村した6人のアーティストたちが、滞在中に創作した作品を発表します。ぜひお越しください。

日時 3月1日(土)～3月9日(日)

10時～17時（初日のみ17時開場）

場所 秋吉台国際芸術村 入場無料

オープニング・レセプション：3月1日(土)

ギャラリートーク：18時30分～

アーティストによる作品の解説を行います（参加無料）

交流会：19時30分～

（会費制：一般1,000円 学生500円 軽食・ドリンク付き）

主催 公益財団法人山口きらめき財団秋吉台国際芸術村

共催 y a b 山口朝日放送

後援 山口県、山口県教育委員会、美祢市、美祢市教育委員会

助成 平成25年度文化庁文化芸術の海外発信拠点形成事業



レジデンスアーティストの皆さん



問合せ先

秋吉台国際芸術村 田中/大谷
〒754-0511

美祢市秋芳町秋吉50
〔☎0837(63)0020〕
〔☎0837(63)0021〕

固定資産課税台帳の閲覧及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日(日)～(土・日・祝を除く。)

※4月1日(日)～30日(日)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)
※当該権利の目的である土地または家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人
(法の定めによる管理人・管財人など)
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(日)～30日(日)(土・日・祝を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課
美東地域分→美東総合支所
秋芳地域分→秋芳総合支所
(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書または運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備え付け縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

問合せ先 税務課 ☎0837(52)5234

データで
見る
美祢市

まちのうごき(平成26年2月1日)

人口	27,057人	前月比 ▲69人
男	12,654人	前月比 ▲30人
女	14,403人	前月比 ▲39人
世帯数	11,482世帯	前月比▲14世帯

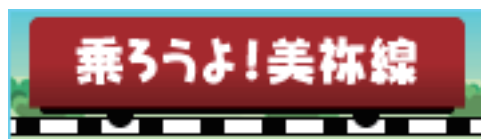
()内は県下総数

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
1月中	7(567)	0(3)	8(724)	116(3,510)
累計	7(567)	0(3)	8(724)	116(3,510)
昨年対比	±0(▲95)	±0(+2)	▲6(▲125)	+62(+351)

JR美祢線利用促進協議会ホームページの開設について

JR美祢線利用促進協議会のホームページ「乗ろうよ！美祢線」を開設しました。

「乗ろうよ！美祢線」ホームページ
<http://www.jrminesen.com/>



ホームページでは、美祢線の歴史、美祢線の楽しみ方、運行ダイヤ、撮影スポット、協議会の活動などを紹介しています。

また、協議会事業として実施したラッピング列車の運行スケジュールや、イベント等の開催のお知らせ、美祢線利用に対する補助制度なども詳しく紹介しており、かなりお得な情報が満載となっていますので、ぜひ一度、「乗ろうよ！美祢線」ホームページをご覧ください。

JR美祢線利用助成事業について

JR美祢線利用促進協議会では、平成25年度から、JR美祢線利用促進の一環として、JR美祢線利用に係る助成事業を実施しています。この機会に助成事業を利用して、JR美祢線ラッピング列車に乗車ください。

●JR美祢線回数乗車券購入補助金

JR美祢線を含んだ区間の回数乗車券の購入者に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…回数乗車券（JR厚狭駅からJR長門市駅までの区間を対象）
補助率…100分の20
申請書添付書類…購入した回数乗車券の表紙



●JR美祢線定期券購入補助金

JR美祢線を含んだ区間の通勤定期券の購入者に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…通勤定期券（JR厚狭駅からJR長門市駅までの区間を対象）
補助額…交付要綱に規定する補助額
申請書添付書類…有効期間の満了した定期券（内容確認後、ご本人へ返却します）

●JR美祢線社会学習利用助成事業補助金

JR美祢線を活用した社会学習を実施する学校に対し、事業経費の一部を補助
補助対象…学校が実施するJR美祢線を活用した社会学習
補助額…JR厚狭駅からJR長門市駅までのJR美祢線区間の乗車券購入額
申請書添付書類…領収書等の乗車券購入を証明する書類、社会学習実施写真

●JR美祢線団体利用者乗車券購入補助金

JR美祢線を利用する団体に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…10人以上の団体が購入したJR美祢線の区間を含む乗車券
補助率…100分の50（1人片道400円を上限とする）
申請書添付書類…領収書等の乗車券購入を証明する書類

●JR美祢線イベント支援事業補助金

JR美祢線を活用した地域活性化イベントの主催者に対し、事業経費の一部を補助
補助対象…JR美祢線沿線住民へ周知し、JR美祢線乗車による集客を行うイベント
補助率…イベント開催経費の100分の50（10万円を上限とする）
申請書添付書類…イベントチラシ、イベント実施写真

